

中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 共済金の貸付限度額の引上げ

共済金の貸付限度額を三千二百万円から八千万円に引き上げること。

(第二条関係)

第二 償還期間の見直し

償還期間を、共済金の貸付額に応じて、五千万円未満については五年、五千万円以上六千五百万円未満については六年、六千五百万円以上八千万円以下については七年とすること。

(第三条関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十五号）の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)